

# 新・障害者福祉しがプラン (素案)

～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

概要版

平成23年11月  
滋賀県健康福祉部  
障害者自立支援課

## 新・障害者福祉しがプランの全体像

「ひと」「まち」起点の共生社会に向けて

どういう考え方で何をめざすのか

4つの重点プロジェクト

基本目標の達成に向けた  
4つの指標と数値目標

主な障害福祉サービス等の事業量見込み

はじめに・プランの策定にあたって

### プラン策定の背景・趣旨

障害者自立支援法の施行や障害のある人の意識の変化、国における障害者制度改革への動きを踏まえ、本県における新しい障害者施策の指針を示すことが必要です。障害者福祉しがプランの進捗状況を検証し、その成果と課題を踏まえ、共生社会、ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の構築に向け、新たな障害者施策の指針および実施計画として策定するものです。

- ・ 障害者自立支援法施行6年の状況および法改正を踏まえるとともに、障害者制度改革の進展を見通します。
- ・ 当事者参画の考え方のもと、障害のある人や関係者の声を生かします。
- ・ 我が国の障害者福祉の草分けである糸賀一雄氏らの思想と実践をはじめ、利用者・事業者と一体になって進めてきた地域ニーズに即した取組などのさらなる発展を目指します。

### プランの位置づけ・構成

本県施策の総合的な基本指針である「滋賀県基本構想」と整合  
障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」  
障害者自立支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」

### プランの期間

平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3年間とします。  
社会情勢の変化等により適宜見直しを行います。

## 「ひと」「まち」起点の共生社会に向けて

「ひと」 既存の制度からだけの発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、障害のある人もない人も人として尊重され、ライフステージ等に応じ総合的な支援が得られる社会を目指します。

「まち」 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、誰もが住み慣れたまちで安心していきいきと生活できる地域主体の共生社会を目指します。

### 計画の推進体制と進行管理

障害者基本法に基づく合議制の機関を設置して、障害のある当事者や関係団体の参画のもとでの施策の推進状況の監視により適切に進行管理を行い推進します。

### 障害者制度改革への対応

国の障害者制度改革の進展等を踏まえ、障害のある当事者や関係者の参画のもと、今後の本県の障害者施策のあり方について、引き続き検討を進めます。

### 現状と今後の課題

これまでの5年間の「障害者福祉しがプラン」の推進により、就労支援や日中活動の場、居住の場など、各種障害福祉サービスの提供体制の整備が進みました。

社会参加や障害者理解の促進、福祉のまちづくり、人材育成等についても取り組み、障害のある人の地域生活の支援を推進してきました。

福祉施設から地域生活、あるいは一般就労への移行など、目標とした数値には届いておらず、課題を踏まえた一層の取組が必要です。

重い障害のある人への対応や、谷間のない支援のあり方、障害者理解の一層の促進などが求められています。

これらの取組には、福祉と医療、教育、労働分野などとの連携のもと、生涯一貫した支援という視点が必要です。

障害者制度改革の進展により、新たな枠組みへの対応も求められています。

こうした新たな課題や制度の枠組みの変化に対応しつつ、引き続き「地域で暮らし、働き、活動することの実現」を目指し、さらなる施策の推進を図ることが必要です。

# どういう考え方で何をめざすのか

## 基本理念

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～  
2つの起点 「ひと」「まち」

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができるボーダー（境界）のない共生社会、すなわちノーマライゼーションの理念が浸透した地域社会の実現を目指します。

## 基本目標

～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

「障害者福祉しがプラン」において未だに多くの課題が解決されていないという状況から、本プランにおいては、引き続き障害のある人の地域生活を支援するため「地域で暮らし、働き、活動することの実現」を基本目標とし、各分野ごとに施策を推進します。

## 滋賀の障害者福祉を進めるための 5つの視点

### その人らしく

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権が尊重され、その人達が望む生活が、障害によって制約を受けることなく、日常生活の様々な場面において、自ら決定し、選択することで、その人らしく生活できる地域社会を実現することが大切です。こうしたことから、障害者虐待防止対策をはじめ権利擁護に関する制度や施策の充実を進め、自立した生活を実現するために、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

### いつでも

障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサービスが利用できる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

### だれでも

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援や、発達障害、高次脳機能障害、難病患者への取り組みを推進する必要があります。この推進のためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい、働きやすい、そして活動しやすい地域社会を実現するために“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

### どこでも

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策を、県内の各福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

### みんなで取り組む

“地域で暮らし、働き、活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、地域における絆やつながりを築くことが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

## 4つの重点プロジェクト

### あんしん“暮らし”実感プロジェクト

主な戦略的施策

重度障害者への対応の充実  
特別支援学校等卒業者の急増対策  
相談支援体制の整備充実

重症心身障害、強度行動障害対応施設の処遇向上  
生活の質向上に向けたサービス充実強化、  
施設・設備の整備推進  
地域における日中活動の場づくり  
ケアマネジメントの強化

### もっと“働きたい”応援プロジェクト

教育・福祉・労働の連携推進  
就労収入の向上  
働き・暮らし応援センターによる相談支援の充実強化

滋賀県障害者自立支援協議会および滋賀県障害者雇  
用促進検討会議における連携推進  
「おこしやす」三方よし仕事おこし推進事業、官公需優先発注の促進  
働き・暮らし応援センターによる相談支援の充実強化

### いきいき“活動”充実プロジェクト

アール・ブリュットの振興  
社会参加の基盤づくり  
ボランティア活動等の活性化

支援拠点の設置、作家の権利保護の推進、魅力発信  
コミュニケーション支援、ユニバーサルデザインのまち  
づくりの推進  
ボランティア活動への支援、本人活動の推進

### みんなの“共生の地域づくり”プロジェクト

新しい合議制の機関と県自立支援協議会を中心とした当事者参画の施策推進  
障害者自立支援法の改正に伴う相談支援の強化  
障害者虐待の防止等にかかる取組みの実施、防災対策の推進  
人材育成 県自立支援協議会による各種人材育成、ボランティアリーダー養成  
滋賀の障害福祉の歴史を未来に生かす系賀一雄記念財団の自主的・主体的運営支援

#### 精神障害者の地域生活支援

多職種チームによる訪問型(アウトリーチ)支援の推進  
学齢期における精神疾患の早期発見と精神疾患の理解を進めるための研究の支援  
受け入れ病院の設備の改修や精神科救急情報センターの対応の充実による精神科  
救急医療システムの強化  
グループホーム等の整備促進、関係機関の連携調整や支援者に対する助言・技術  
的指導による長期に入院している人の地域生活への移行や定着支援の推進

#### 発達障害者の地域生活支援

高機能自閉症を対象とした宿泊型の生活訓練と就労準備訓練の一体的な専門支  
援の推進  
障害福祉サービス事業所への支援ノウハウの提供によるサービス利用の促進  
相談支援ファイルの活用により継続した支援の推進  
発達障害児者を支援する関係機関に対する「いぶき」のコンサルテーション  
の充実と、認証発達障害者ケアマネジメント支援事業、相談支援体制の充実  
専門的医師の養成など発達障害者への医療的支援の充実